

地域のため活動を始めたい皆さまへ

あおば スタート補助金

(旧 あおば地域サポート補助金)

令和4年度事業追加募集

身近な地域課題の解決を目指して、これから始める、継続的な取組の**スタート**を支援します！

地域課題解決コース

- ❖ 地域課題解決コースで求めること
 - 区内で先駆的な取組
 - 自治会町内会の理解を得られる取組
- ❖ 補助金額
50万円上限 (補助対象経費の9/10)
- ❖ 事前相談期間
随時
- ❖ 募集締切日
11月30日(水)

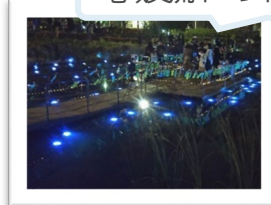
地域の居場所づくり



地域連携コース

- ❖ 地域連携コースで求めること
 - 自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携していること
- ❖ 補助金額
25万円上限 (補助対象経費の全額)
- ❖ 事前相談期間
随時
- ❖ 募集締切日
11月30日(水)

地域交流イベント



申請にあたっては、
必ず事前にご相談ください

問い合わせ先

青葉区役所 区政推進課 地域力推進担当

電話：045-978-2286

FAX：045-978-2410

Eメール：ao-chiikiryouku@city.yokohama.jp

青葉区ウェブサイト

あおばスタート補助金

検索

申請にあたっては、必ず事前に青葉区地域力推進担当にご相談ください。

| | 地域課題解決コース | 地域連携コース |
|--------|--|--|
| 対象団体 | 【共通】 ○ 2人以上の構成員を有し、団体への参加について制限を設けていない団体 ○ 民主的な意思決定の場がある団体 | |
| | | 【コース別】 ○ 自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携している団体 |
| 対象事業 | 【共通】 ○ これから始める事業 ○ 青葉区内の地域課題の解決につながる事業 ○ 課題とその解決手法を明確に提示できる事業 ○ 団体が自主的・主体的に企画及び実施する事業 ○ 補助金の交付決定があった年度中に実施する事業 ○ 補助金の交付決定があった年度を超えて継続的な取組を行おうとしている事業 ※ 次に該当する事業は対象外とします。 ○ 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業 ○ 政治的又は宗教的な宣伝の意図を有する事業 ○ 他の補助金等の支援を受けている事業 ○ 公序良俗に反するなど、支援の対象として適当でないと認められる事業 | |
| | | 【コース別】 ○ 青葉区内で先駆的な事業 ○ 自治会町内会の理解を得られる事業 |
| 対象経費 | 事業に必要な、申請日以降に支出する経費を対象とします。ただし、次に掲げるものは対象としません。 ① 整備後の施設などの維持管理に関する経費 ② 親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付、直接組織の運営・活動にかかる経費 ③ 申請団体に所属する者への謝金 ※ 対象経費一覧については、「あおばスタート補助金交付要綱」をご覧ください。 | |
| 補助金額 | 50万円上限（補助対象経費の9/10） | 25万円上限（補助対象経費の全額） |
| 補助期間 | 単年度を限度とします。 | |
| 申請期間 | 令和4年9月20日（火）から11月30日（水）まで随時受け付けます。 | |
| 交付決定方法 | 申請書提出後、審査委員会にて申請内容を審査した上で、補助金交付の可否及び補助金交付金額を決定します。 | |
| 審査項目 | ① 必要性 ② 主体性 ③ 実現性 ④ 継続性 ⑤ 将来性 ⑥ 創意工夫 | |
| 交付決定 | 申請月の翌々月を予定しています。 | |
| 申請方法 | 【提出先】 青葉区 区政推進課 地域力推進担当（青葉区役所4階73番窓口） 住 所：〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町3-1番地4 Eメール：ao-chiikiryouku@city.yokohama.jp | |

